



2021年5月18日

各 位

会社名：株式会社 エステック
代表者：代表取締役社長 鈴木 弘英
(コード番号：6161 東証第二部)
問合せ先：専務取締役 管理部長 伊勢嶋 勇
(TEL 06-6993-8855)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。)(以下、「対象取締役」といいます。)を対象として、下記の通り、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入し、対象取締役に対し、本制度に基づき報酬として譲渡制限付株式の支給のご承認を求めめる議案を、2021年6月17日開催予定の当社第28回定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)に付議することを決議したことをお知らせいたします。

記

1. 本制度を導入する理由

対象取締役の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

2. 本制度の概要

(1)対象取締役に対する報酬としての譲渡制限付株式の支給

本制度は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。当社の取締役の報酬等の額は、2017年6月16日開催の第24回定時株主総会において、年額150,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)とご承認いただいておりますが、本制度は、当該報酬枠とは別枠にて、本制度を導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。本制度の総額は年額24,000千円以内とします。対象取締役への具体的な配分等については、取締役会にて決定いたします。

(2)対象取締役が発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の間に発行又は処分される普通株式の総数は年間最大 2,400 株とします。但し、当社が普通株式について、本株主総会における決議の日以降を効力発生日とする株式分割、株式併合等、1株あたりの株式価値に影響を及ぼし得る行為をする場合、分割比率・併合比率等を勘案の上、本制度に基づき発行又は処分される普通株式の総数を合理的に調整するものいたします。

(3)譲渡制限付株式の払込金額

本制度による譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず株式の発行を行う方法にて行います。

(4)譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものいたします。

- ① 対象取締役は、一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得すること。
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

3. 本制度の導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を取締役の報酬として割り当てるものであるため、本制度の導入は、本株主総会において譲渡制限付株式を割り当てることにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。具体的には、当社の取締役の報酬額は、2017年6月16日開催の第24回定時株主総会において年額150,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分としての給与を含みません。)とご承認をいただいて今日に至っておりますが、本株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、年間最大2,400株、年額24,000千円を上限として、新たに当該普通株式の割当てのための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

4. 当社の従業員への割当て

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない従業員に対して同様の譲渡制限付株式を割り当てる予定です。(ただし、譲渡制限付株式の発行又は処分に伴う払込みに関して、当社の従業員は、当社に対する金銭債権を現物出資財産として当社に給付することにより譲渡制限付株式の発行又は処分を受けるものとします。)

以 上